

H27年度第二次守谷市男女共同参画推進計画実施状況調査結果

資料 2 - 2

【評価基準】

A 十分な効果があった / B 一定の効果があった / C あまり効果がなかった / D ほとんど効果がなかった / E その他(事業終了, 事業を予定どおり実施しなかった。) / F 効果の測定が不可能

基本目標	施策	No	事業名	事業内容	その他の実施回数 (H26年度)	単位	参加人数 *把握している 場合のみ 合計: 人 男性: 人 女性: 人	評価	昨年度との比較	昨年度と比較し、評価に変化があった場合のみ必ず記入 ①今後の対策や方針 ②理由	所管課
	男女共同参画に関する情報の提供	1	広報紙・情報紙等による情報提供	広報もりや、情報紙「あんだんて」、市HPを活用し、男女共同参画に関する意識啓発と情報を提供する。	7 (6)	回	-	B	→	① ②	市民協働推進課
		2	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関するフォーラム及びセミナーを開催する。	3 (3)	回	243人	A	↑	① ②多様な市民層が興味を持てるフォーラムのテーマを選定し、従来、男女共同参画に関心の低かった市民の参加を促したため。	市民協働推進課
		3	男女共同参画に関する啓発図書・ビデオ等の整備	男女共同参画啓発図書・ビデオ等の充実に努める。	5 (2)	冊	-	B	→	① ②	中央図書館
	男女平等を推進する教育・学習の充実	4	教育活動を通じた男女平等教育の実施	全教育活動を通して「男女仲良く協力し合い、助け合う」「男女は互いに異性についての理解を深め、相手の人権を尊重する」意識を育む。	13 (13)	校	児童生徒数合計: 6004人 男: 3101人 女: 2903人	A	→	① ②	指導室
		5	技術・家庭科の男女共修による生活能力の充実	性別による固定的な役割分担意識を持つことがないよう、木工作业、調理実習、裁縫などの作品制作を実施し、生活能力を高める。	小: 115 中: 175	時間(年間)	家庭科を学習する小学校高学年児童数: 1427人 技術・家庭科を学習する中学校生徒数: 1827人	B	→	① ②	指導室
	広報活動・刊行物の充実	6	市広報紙、刊行物、SNS(*1)等における人権を尊重した表現の配慮	広報紙、刊行物、SNS等において市情報の発信を行う際に、男女の人権を尊重した適切な表現を行えるよう配慮する。	74 (50)	回	-	B	→	① ②	秘書課

男女が互いに認め合い、尊重し

表現の徹底 （メディア）にお	7	市ホームページにおける人権を尊重した表現の徹底	市HPにおいて、男女の人権に配慮した情報を発信するよう努める。	随時	-	-	A	→	① ②	企画課
	8	有害図書等の設置に対する訪問指導の実施	自動販売機の設置者、コンビニエンスストア等の訪問指導を行う。	8 (一)	回	-	B	—	① 新規施策である。 ②	生涯学習課
情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）の向上促進	9	市民参加型シティ・プロモーション※2の展開	イベントの活用やもりや市民大学との連携等により、市民とともにシティ・プロモーション活動の展開に取り組み、メディア・リテラシーの向上を図る。	2 (0)	回	-	A	—	① ②	秘書課
	10	児童・生徒に対する、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）教育の実施	メディアとの関わりが不可欠な現代社会において、メディアを通じてコミュニケーションを図る能力を身に付ける。	13 (13)	校	児童生徒数合計 ：6004人 男：3101人 女：2903人	A	→	① ②	指導室
DV防止対策の推進	11	DV防止に関する啓発活動の実施	配偶者等に対する暴力が犯罪であることの社会的認識を徹底する。	随時	-	-	B	→	① ②	市民協働推進課
	12	DV相談窓口の周知	DV相談に関する窓口を記載したチラシ等を活用し、相談窓口の周知に努める。	随時	-	-	B	→	① ②	市民協働推進課
DV相談体制の整備	13	庁内関係部署との連携体制の強化	DV対応がスムーズにいくよう、関係する部署との連携体制を強化し、早期発見、早期対応につなげる。	随時	-	-	B	→	① ②	市民協働推進課
	14	DV被害者に接する職員の研修への参加	県等が主催するDV関連研修へ積極的に参加し、職員の意識向上を図る。	1 (1)	回	-	B	→	① ②	市民協働推進課

母性の保護と母子保健の充実	保D の護V 推、被 進支害 援者	15	緊急保護を求めるD V被害者への支援	被害の拡大を防ぐため、各種関連機 関と連携を取り、被害者支援に努め る。	随時	-	-	B	→	① ②	市民協働推進課
		16	母性健康管理に関する情報の提供	妊産婦が安心して働ける職場づくり を促進するため、母性健康管理に関 する情報を提供する。	随時	-	-	B	→	① ②	保健センター
		17	母子の健康に関する広報の実施	女性が安心して妊娠・出産の時期を 過ごし、母子の健康が確保されるよ う周知する。	別紙	-	-	B	→	① ②	保健センター
		18	母子保健サービスの充実	妊婦及び幼児を持つ家族が育児に関 して正しく判断し、実践かつ自立で き、健康的な育児環境を保持できる ようにするため、乳幼児健康診査、 新生児訪問、乳幼児訪問指導、育児 相談、予防接種などを実施する。	別紙	-	3,168人866組 7,073件	B	→	① ②	保健センター
		19	子育ての悩み・不安 に対する相談体制の 充実	個別相談や育児健康相談会、各種教 室などを通して、保健師、栄養士、 臨床心理士、精神保健福祉士など が、母親の子育て中の悩みや不安の 軽減を図る。	別紙	-	2770人 974件	B	→	① ②	保健センター
		20	不妊治療に対する助 成や相談対応の実施	未婚化や晩婚化に伴い「高齢出産」 や「不妊治療」を受ける女性が増 え、経済的負担の軽減のため、特定 不妊治療費の一部を助成する。ま た、専門的な相談窓口として茨城県 不妊専門相談センターの情報を提供 する。	62 (一)	組	合計：124人 男性：62人 女性：62人	A	→	①不妊治療費の個人負担軽減のため、県の助成に加えて市の助成を継続して実施する ②県の要綱改正に伴い、対象者の年齢や回数の制限が生じたため	保健センター
		21	中学校での生活習慣 病予防講演会の実施	若い世代に生活習慣病についての正 しい知識を持ってもらうため、市内 中学校で、子宮頸がん等の予防に関 する講演会を実施する。	4 (4)	回	合計621人	A	→	① ②	保健センター
		22	小中学校での性教育 教室の実施	児童生徒に互いの身体的性差につい ての正しい知識を持ってもらうた め、命の大切さや性教育、性感染症 などをテーマとした出前教室を実施 する。	2 (一)	回	合計253人	A	→	① ②	保健センター

		23	発達段階に応じた適切な性教育、保健安全教育の充実	児童生徒が心身の健康についての正しい知識を習得し、互いの身体的性差についての理解を一層深めるようにするため、体育科及び保健体育授業内容の充実、学校行事として性教育講演会の実施などに取り組む。	小：24 (中学年8, 高学年16) 中：48	時間	児童生徒数合計 ：6004人 男：3101人 女：2903人	B	→	① ②	指導室
	健康増進の年齢特性に	24	子宮がん及び乳がん検診事業	り患数・死亡数が多く、女性特有の子宮がん及び乳がんについて、予防策として検診の周知を強化し、女性の受診を促す。	39 (23)	回	合計3858人	A	↑	①り患率が高い世代に個別通知により受診勧奨を継続して実施 ②追加検診（集団検診）を実施したため	保健センター
	国際的な男女共同参画の画理に解促す進	25	国際的な男女共同参画活動に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する諸外国の現状や国連などを中心とした国際的な活動について、インターネット等を活用して情報を収集し、市民に提供する。	4 (0)	-	-	A	↑	① ②	市民協働推進課
		26	「ハーモニーフライトいばらき※3」への参加促進	地域で活躍できる女性リーダーの育成を目的に、県主催ハーモニーフライト事業への参加を促進する。	1 (1)	回	-	E	→	① ②	市民協働推進課
男性の家庭参画に関する相談、学習機会		27	両親学級の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考える機会を提供する。	8 (7)	回	合計：257人 男性：128人 女性：129人	A	→	① ②	保健センター
		28	家庭教育講座の実施	幼稚園・保育所（園）から中学校まで連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を実施する。	9 (5)	回	合計：405人 男性：68人 女性：337人	A	↑	①27年度より保育園、保育所にも講座案内を配布し受講生の増加を目指している。 ②幼児期の親への参加を促し、子育て支援をすすめる。	生涯学習課
		29	お父さんが参加できる場の提供	父と子のふれあいや男性の家庭への参画を促進するための機会を提供する。	23 (23)	回	男性：198人	B	→	① ②	児童福祉課

男女があらゆる分野で輝けるまちづくり

云等の提供 市民活動における男女共同参画の促進 に男女共同参画の視点 を く り 審議会等への女性	30	介護に関する講座の実施	介護の基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座を実施する。	36 (36)	回	合計：928人	B	→	① ②	介護福祉課
	31	地域における女性リーダーの育成	地域における女性リーダー育成に関する各種研修を周知する。	15 (-)	回	-	B	→	① ②	市民協働推進課
	32	市民活動等への参加促進	市民活動支援センター登録団体等の活動を紹介するなど、市民活動のPRに努める。	24 (24)	回	-	B	→	① ②	市民協働推進課
	33	交通安全対策活動への女性参画の促進	交通指導隊による市内交通安全対策活動への女性の参画を促進する。	15 (10)	回	合計：245人 男性：187人 女性：59人	B	→	① ②	交通防災課
	34	防災会議の運営	会議構成員に女性委員が入ること で、女性の視点を取り入れた地域防 災計画の策定・見直しを行っている。	0 (0)	回	合計：31人 男性：27人 女性：4人	E	→	① ②	交通防災課
	35	自主防災組織等による防災活動への女性参画の促進	地域における自主防災組織等による 防災活動への女性の参画を促進す る。	6 (6)	回	合計：242人 男性：231人 女性：11人	B	→	① ②	交通防災課
	36	審議会等への女性委員の積極的登用	市の政策・方針決定の場への女性の 参画を拡大するため、すべての審議 会等の女性委員構成割合30%以上を 目標とし、女性を積極的に登用する とともに、女性委員のいない審議会 の解消を図る。	32.6 (32.6)	%	-	B	→	① ②	総務課
	37	市女性職員の職域の拡大	職域にこだわることなく、幅広い分 野に女性職員を配置する。	20 (19.7)	%	-	B	↑	①守谷市特定事業主行動計画に則り、昇格に対する不安要素や障害となる事由を把握し、これまで女性職員の配置率が低い部門への人事配置に努める。 ②女性昇格者2名の実績によるもの	総務課

	一の積極的登用	38	男女均等な職員研修の実施	男女均等に研修への参加を進め、男女ともに自己啓発を積極的に推進する。	38 (一)	回	合計：205人 男性：124人 女性：81人	B	↑	①予算削減により参加人数の減少が見込まれるが、質の高い効果が得られるよう、内容を精査し研修参加を促す。 ②研修計画の見直しにより、参加数が増加したため	総務課
		39	女性の人材発掘と情報提供	役職の重複を避け、幅広い分野からの女性の登用を図るため、女性の人材の発掘と情報収集をし、提供する。	随時	-	-	B	→	① ②	市民協働推進課
	雇用の場における働きやすい環境の整備	40	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント※2及びパワー・ハラスメント※3防止の普及啓発	市内事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止及びパワー・ハラスメント防止に関する情報提供を行う。	随時	-	-	B	→	① ②	市民協働推進課
		40	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント（※4）及びパワー・ハラスメント（※5）防止の普及啓発	市内事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止及びパワー・ハラスメント防止に関する情報提供を行う。	随時	-	-	B	→	① ②	経済課
		41	事業所・団体への職場内慣行見直しのための情報提供・意識啓発	事業所等における職場内慣行や性別による固定的な役割分担意識見直しのための啓発活動を行う。	随時	-	-	B	→	① ②	市民協働推進課
		41	事業所・団体への職場内慣行見直しのための情報提供・意識啓発	事業所等における職場内慣行や性別による固定的な役割分担意識見直しのための啓発活動を行う。	随時	-	-	B	→	① ②	経済課
	自営業における働きやすい環境の整備	42	自営業における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本とする自営業において男女が対等に経営参画するための意識啓発を行う。	随時	-	-	B	→	① ②	経済課
		43	農業経営に関する方針決定への女性の参画の働きかけ	農業経営において女性の参画が積極的に行われるよう働きかける。	随時	-	-	B	→	① ②	経済課

就業・企業に関する支援	44	労働関係法や労働条件向上に関する情報提供と啓発	雇用の安定・労働時間短縮等の労働条件向上を目指し、国・県等の機関と連携し、事業所等に働きかけるとともに、労働関係法の周知を含め労使双方に情報の提供を行う。	随時	-	-	B	→	① ②	経済課
	45	関係機関で開催する起業・就労に関する研修及び求人情報の提供	女性の職業能力の向上に向けて関係機関で開催する研修会、セミナー等の情報提供を行う。ハローワーク等の労働機関の求人情報など、就職に関する情報提供を行う。	35 (50)	回	-	B	→	① ②	経済課
ワーク・ライフ・バランスのための子育て	46	保育所（園）事業内容の充実	多様で質の高い保育サービスを確保し、待機児童ゼロに向け、子育て期の家庭の社会生活を支援する。	13 (11)	園	-	A	→	① ②	児童福祉課
	47	幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園での預かり保育を実施する。	6 (6)	園	←預かり保育を実施している幼稚園数	A	→	① ②	児童福祉課
	48	子育て相談・家庭児童相談の実施	電話や窓口で相談を受けたり、保育所において必要な情報や関係機関の紹介を行う。家庭における児童の健全育成を図るため、児童相談及び指導を行う。	189 (172)	件	-	A	→	① ②	児童福祉課
	49	もりやファミリーサポートセンター事業の充実	サービスメニューの充実や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実を図る。	1169 (1136)	人	-	A	↑	① ②	児童福祉課
	50	ひとり親家庭への支援及び情報提供	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに茨城県県南県民センターとの連携を図り、各種制度の案内や情報提供を行う。	431 (421)	件	-	B	↑	① ②	児童福祉課

ワーク・ライフ・バランスのための介護等支援	51	放課後子ども総合プラン事業の充実	【放課後子ども教室】地域の大人と子どもとの交流を図るため、地域住民の参加・協力により子ども達が放課後安全に過ごせる居場所を提供する。 【放課後児童クラブ】保護者の就労等により、放課後に家庭が留守になる小学生を対象に、遊びや集団生活の場を提供する。	9	校	1549人	A	→	① ②	生涯学習課
	52	介護に関する支援体制の充実	介護についての相談に対応し、必要な情報提供を行うなど、支援体制の充実を図る。	1318 (1396)	件	-	B	→	① ②	介護福祉課
	53	介護に関する講座の実施	介護の基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座を実施する。	36 (36)	回	合計：928人	B	→	① ②	介護福祉課
	54	地域ケアシステム（※6）の充実	高齢者や障がいのある人が家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、一人ひとりに福祉・保健・医療の関係者がチームを編成し、地域全体で総合的に各種サービスを提供する。	6 (6)	回	-	B	→	① ②	介護福祉課
	54	地域ケアシステム（※6）の充実	高齢者や障がいのある人が家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、一人ひとりに福祉・保健・医療の関係者がチームを編成し、地域全体で総合的に各種サービスを提供する。	873 (899)	件	合計：88人	B	→	① ②	社会福祉課
	54	地域ケアシステム（※6）の充実	高齢者や障がいのある人が家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、一人ひとりに福祉・保健・医療の関係者がチームを編成し、地域全体で総合的に各種サービスを提供する。	873 (899)	件	-	B	↑	① ②ファミリーケアで家族の中で複合的に課題を抱える相談者に対し、家庭の事情に応じた相談を前年度よりもきめ細やかに実施したことで相談件数が増加したため。	社会福祉協議会
ワーク・ライフ・バランス	55	育児・介護休業制度の周知と普及・啓発	育児・介護休業制度について労使双方に十分周知されるよう、国・県等の情報などを活用し、情報提供を行う。	随時	-	-	B	→	① ②	経済課

	ライフ・バランスのための市民、事業者等への働きかけ	55	育児・介護休業制度の周知と普及・啓発	育児・介護休業制度について労使双方に十分周知されるよう、国・県等の情報などを活用し、情報提供を行う。	随時	-	-	B	→	① ②	市民協働推進課
		56	市職員への育児・介護休業制度の活用と復帰に向けての研修の実施	男性も女性も不安なく育児・介護休業が取得できる環境をつくとともに、スムーズに職場復帰ができるよう必要な研修を行う。	0 (0)	回	-	E	→	①イントラネット上のQ&Aによる情報提供や資料配布による制度の周知、該当者へは直接を説明を行う。育児休業等取得中の職員へは、資料送付や復帰後の短時間勤務制度の周知を図る。今後は、管理職対象・全職員対象の研修実施を予定。 ②	総務課

【用語の解説】

- * 1 SNS (Social Networking Service) / 登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと
- * 2 シティ・プロモーション / 地域の魅力を磨きあげ、様々な地域資源を内外に向けてアピールすることなどで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを国内外に売り込むこと
- * 3 ハーモニーフライトいばらき / 新しい茨城づくりのために国際的視野と指導力を持って政策・方針決定過程に参画し、地域における活動の核となる女性リーダーを育成するために茨城県が主催する研修事業
- * 4 セクシュアル・ハラスメント / 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動
- * 5 パワー・ハラスメント / 職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること
- * 6 地域ケアシステム / 日常生活を送る上で支援を必要とする全ての方々に対し、地域ケアコーディネーターが中心となって、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等による在宅ケアチームを編成し、本人及び家族全体の生活支援を行う茨城県独自の福祉施策